別表六の二(十一)の㉙の記載要領第１号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第３号を次のように改める。

３　「㉙」から「㉛」までの各欄に金額の記載がある場合にあつては、別表六の二(十一)の記載要領第２号、別表六の二(十二)の記載要領第２号、別表六の二(十九)の記載要領第２号及び別表六の二(二十)の記載要領第３号の規定の適用については、令和２年旧措置法第68条の15の８第１項から第５項までの規定には、令和２年旧震災特例法第25条の４第１項の規定により読み替えて適用する場合を含むものとする。

別表六の二(十一)付表の記載要領第１号⑴及び⑵を削り、同号⑶中「⑶に」を「⑴に」に改め、同号⑶を同号⑴とし、その次に次のように加える。

⑵　所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。⑶において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の11第３項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の13第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の15の５第３項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第68条の15の８第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（令和２年旧措置法第68条の11第３項、第68条の13第２項又は第68条の15の５第３項に係る部分に限る。）の規定

⑶　令和２年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（⑶において「令和２年旧震災特例法」という。）第25条の２第３項（連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の２の２第３項（連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の２の３第３項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和２年旧震災特例法第25条の４第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される令和２年旧措置法第68条の15の８第１項から第５項まで（令和２年旧震災特例法第25条の２第３項、第25条の２の２第３項又は第25条の２の３第３項に係る部分に限る。）の規定

別表六の二(十一)付表の記載要領第１号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表六の二(十二)の記載要領第１号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第６号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（第５号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第２号中「租税特別措置法施行令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号及び第４号⑶において「令和２年旧措置法施行令」という。）」に改め、同第３号及び第四号㈢中「租税特別措置法施行令」を「令和２年旧措置法施行令」に改め、同第五号中「租税特別措置法」及び「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第六号中「(法」を「(令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に改める。

別表六の二(十二)の㈠の記載要領第１号中「租税特別措置法第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は」を削り、「）の」を「）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（第４号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の」に改め、同第２号中「(法」を「(令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（第４号において「令和２年旧法」という。）」に改め、同第四号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に、「おいて法」を「おいて令和２年旧法」に、「、法」を「、令和２年旧法」に改める。

別表六の二(十二)付表の記載要領第１号中「租税特別措置法第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は」を削り、「）の」を「）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の」に改め、同第２号中「(法」を「(令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に改める。

別表六の二(十九)の㈠の記載要領第１号中「租税特別措置法第68条の９第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は」を削り、「）の」を「）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の」に改め、同第２号中「(法」を「(令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に改める。

別表六の二(十九)付表の記載要領第１号中「租税特別措置法第68条の９第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は」を削り、「）の」を「）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の」に改め、同第２号中「(法」を「(令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に改める。

別表六の二(二十)の㈡の記載要領を次のように改める。

別表六の二（七）　記載要領

この表は、連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の９第１項又は第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する令和２年旧措置法第68条の９第５項各号又は第６項第１号若しくは第２号に掲げる連結事業年度において適用を受ける場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二(二十)の㈢の記載要領中「が租税特別措置法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」に、「又は法」を「又は令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に、「開始する租税特別措置法」を「開始する令和２年旧措置法」に改める。

別表六の二(二十)の㈣の記載要領中「租税特別措置法第68条の９第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は」を削り、「）の」を「）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の」に改める。